

年 月 日

南会津町長

移住支援金交付申請書兼実績報告書

「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱」、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「南会津町移住支援事業における移住支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄（※下記欄に記入してください）

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 移住した日

移住年月日	年 月 日	→住民となった日を記入してください（届出日ではありません）。
-------	-------	--------------------------------

3 移住支援金対象内容（※該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯				
移住支援金の種類		就業		テレワーク		関係人口		起業
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）				人	左記のうち、18歳未満の家族の人数（1の申請者は含まない）		人	

4 確認事項（※該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、福島県南会津町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（マッチングサイト登録求人への就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 福島県南会津町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属先企業等からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） 移住元に居住していた際の福島県南会津町との関わりについて		A. 関係人口であった		B. 関係人口ではなかった

※上記、各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住元（転入前）の住所（※東京23区又は東京圏での在住履歴を記入）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 東京23区での就労履歴（※東京圏から東京23区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入）

期間	就労先（勤務先等の住所）
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

※申請には通算5年以上の東京23区への在住又は東京圏から東京23区への在勤期間が必要であり、当該在住期間と通勤期間は合算することができます。

※東京23区へ通学していた後に東京23区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください。

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

7 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記入）

勤務先 企業等・部署名				
勤務部署住所	〒			
勤務先へ行く （出勤する） 頻度		回程度／週・月・年（選択）		行くことはない
		その他（右に具体的に記入）		

8 移住支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円 うち、子育て加算
※該当する場合のみ 1,000,000 円 × 人

9 申請者の口座情報（※下記欄に記入又は該当するものに○をつけてください。）

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名		
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

10 添付書類（※下記の書類を添付してください）

- ① 移住支援事業に係る個人情報の取扱い（第1号様式の別紙1）
 - ② 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（第1号様式の別紙2）
 - ③ 【就業の場合】 就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（第2号様式の1）
 - ④ 【テレワークの場合】 就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（第2号様式の2）
 - ⑤ 【関係人口の場合】 移住元において、移住先市町村の関係人口であったことが確認できる書類
 - ⑥ 【起業の場合】 起業支援金交付決定通知書
 - ⑦ 移住元における在住の証明書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等）
 - ※世帯の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること
 - ⑧ 【該当者のみ】 移住元における就労・修学の証明書類（※以下の書類）
 - 【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
 - ⑧－1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
 - ⑧－2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
 - 【法人経営者又は個人事業主であった者】
 - ⑧－3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
 - ⑧－4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類
 - 【修学していた者】
 - ⑧－5 移住元で修学していた大学等の卒業証明書等
- ※通学していた者については、併せて移住元で就労していたこと等の証明が必要です。

【県・市町村確認欄】 ※申請者は記入しないこと

管理コード（福島県）			
管理コード（南会津町）		窓口での本人確認書類	

別紙 1

福島県移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い

南会津町が、移住支援金に係る私の個人情報について、福島県移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び福島県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、福島県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

南会津町長

申請者住所

署名

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 福島県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び南会津町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 「ふくしま移住支援金給付補助金交付要綱」、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「南会津町移住支援事業における移住支援金交付要綱」に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、南会津町から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に南会津町から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

南会津町長

申請者住所

署名